

お知らせ

J・ALER Tによる 全国一斉の緊急情報の 伝達試験について

町では、地震・津波や武力攻撃などの有時の際に、J・ALER T(全国瞬時警報システム)(※)により送られてくる国からの緊急情報を、自動的に防災行政無線を通してお知らせすることになります。

町では、全国一斉訓練に併せて以下の内容で訓練を実施予定です。

▼試験実施日

11月29日(火)
11時00分ごろ
(放送内容)

(のぼり4音チャイム)

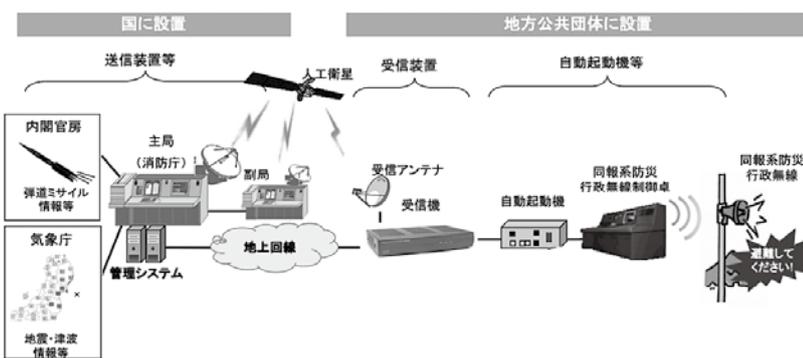
「これは、テストです」×
3回

「こちらは、いの町役場です」

(下り4音チャイム)

※J・ALER Tとは、情報伝達に時間的余裕のない、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを活

用して、瞬時に自動的に情報伝達するシステムです。



お知らせ

緊急地震速報を受信した 際の行動訓練について

11月4日(金)10時00分ごろ、防災行政無線を通じて、いの町全域で緊急地震速報が吹鳴されます。

(放送内容)

(のぼり4音チャイム)

「こちらはいの町役場です。ただ今から訓練放送を行います。」

(緊急地震速報チャイム音)

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」×3回

「こちらはいの町役場です。これで訓練放送を終わります。」

(下り4音チャイム)

これは津波防災の日(11月5日)を中心とした期間で訓練を全国一斉に実施するものです。

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、短い時間にあわてずに身を守る行動をとるためには、あらかじめどのような行動をとるかを

知り、実際に経験しておくことが大切です。

住民の皆さんも訓練放送が聞こえた際は、積極的に身を守る行動訓練にご参加くださいますようお願いいたします。



▼要件

①その属する世帯の構成員の数が2以上(同一世帯に属していない配偶者も構成員として計算)

②介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所・入院し、利用者負担第4段階の食事・居住費を負担

③世帯の年間収入から施設の利用者負担(1割(2割)の利用者負担、食費、居住費)の見込額を除いた額が80万円以下

・世帯・施設入所に当たり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算
・収入…公的年金等の収入金額十合計所得金額

④世帯の現金、預貯金、有価証券、債権などの額が450万円以下

⑤世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
⑥介護保険料を滞納していない

■問い合わせ

ほけん福祉課
(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810

二ニュース

お知らせ

講座・教室

募集

催し・イベント

お礼